

告 示

埼玉県告示第千百十号

埼玉県議会平成三十年九月定例会において議決された平成三十年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成30年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,001,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,867,761,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,847,178	134,603	2,981,781
	1 分担金	286,472	10,762	297,234
	2 負担金	2,560,706	123,841	2,684,547
9 国庫支出金		149,697,332	777,537	150,474,869
	2 国庫補助金	41,707,587	777,537	42,485,124
13 繰越金		500,000	295,146	795,146
	1 繰越金	500,000	295,146	795,146
15 県債		235,682,000	794,000	236,476,000
	1 県債	235,682,000	794,000	236,476,000
歳入合計		1,865,760,000	2,001,286	1,867,761,286

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		23,437,726	385,350	23,823,076
	5 農地費	8,953,602	385,350	9,338,952
8 土木費		114,723,377	1,302,347	116,025,724
	2 道路橋りょう費	48,397,391	690,069	49,087,460
	3 河川費	28,877,566	61,000	28,938,566
	4 都市計画費	25,335,095	551,278	25,886,373
10 教育費		489,338,615	294,589	489,633,204
	1 教育総務費	61,331,190	294,589	61,625,779
11 災害復旧費		24,452	19,000	43,452
	2 土木施設災害復旧費	9,550	19,000	28,550
歳出合計		1,865,760,000	2,001,286	1,867,761,286

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立学校大規模改修費	294,589

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	6,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	1,051,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,159,000		(補正前に同じ。)	
道路事業	5,323,000	同上	同上	同上	5,629,000		(同上)	
砂防事業	359,000	同上	同上	同上	390,000		(同上)	
県単独街路事業	3,575,000	同上	同上	同上	3,765,000		(同上)	

街 路 事 業	1,650,000	同	上	同	上	同	上	1,803,000	(同)	上
---------	-----------	---	---	---	---	---	---	-----------	---	---	---	---